

令和5年度広島県食品表示適正化推進月間事業実施結果

令和5年12月1日～12月31日

月間事業の期間中、食品表示を所管する県内の行政機関、食品関係団体及び消費者団体が、食品表示について集中的に点検等を実施しました。

1 行政機関による実施結果

食品表示法、健康増進法、景品表示法及び米トレーサビリティ法を所管する行政機関がスーパー等の量販店及び食品製造施設に対して集中的に表示点検を行い、不適正表示の改善等を指導しました。あわせて、食品表示に関する啓発資料を配布しました。

なお、今回発見された不適正表示については、行政機関の指導により、速やかに改善されました。

根拠法令	点検した施設数	不適正表示品目数
食品表示法（品質事項）	1,513 業種 ^{*1}	31 品目
食品表示法（衛生事項）	4,278 業種 ^{*2}	111 品目
食品表示法（保健事項）	1,408 業種 ^{*3}	14 品目
健康増進法	27 店舗	5 品目
米トレーサビリティ法	22 店舗	1 品目

*1 広島市・呉市は食品衛生法に基づく許可等業種単位、他は店舗数による計上

*2 食品衛生法に基づく許可等業種単位による計上

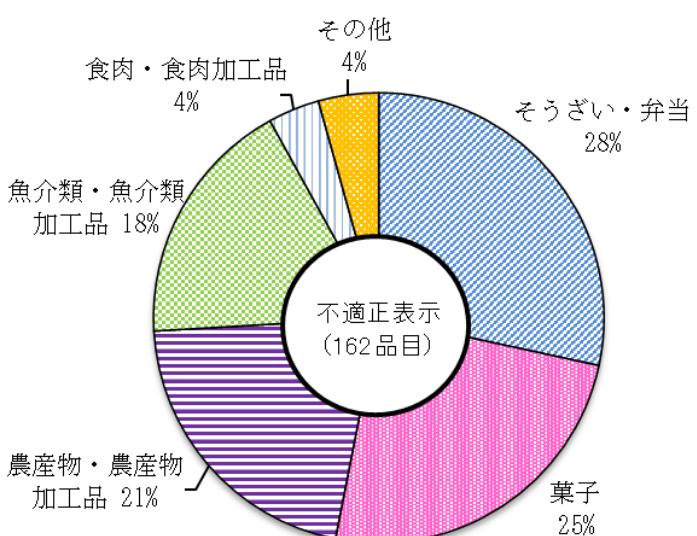
*3 広島市は食品衛生法に基づく許可等業種単位、他は店舗数による計上

(1) 食品の種類別不適正表示内容

そうざい・弁当、菓子、農産物・農産物加工品の順で、必要な表示の欠落や、記載方法の不備等が確認されました。

食品の種類別	不適正表示品目数
そうざい・弁当	46 (76)
菓子	40 (40)
農産物・農産物加工品	34 (47)
魚介類・魚介類加工品	29 (34)
食肉・食肉加工品	6 (13)
その他	7 (8)
合 計	162 (218)

() 内は令和4年度結果

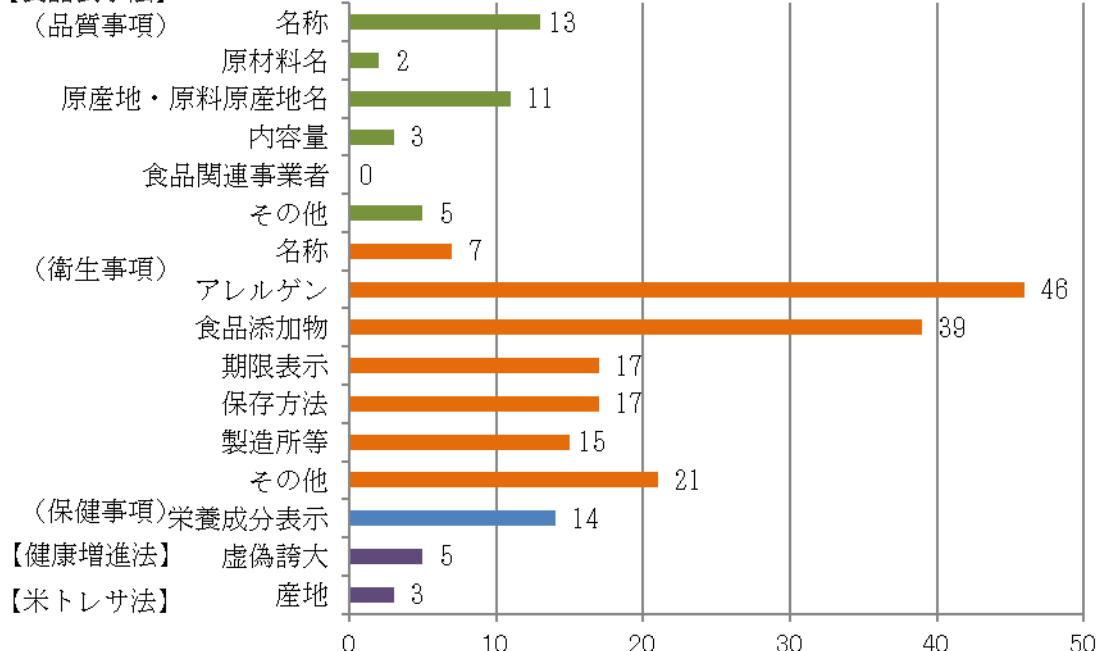


(2) 表示項目別不適正表示の内容

表示項目別では、アレルゲンの表示に関する誤りが最も多く確認されました。

他に、添加物、期限表示や保存方法に関する誤りが確認されました。

【食品表示法】



(3) 食品表示講習会の開催状況

関係機関が連携して、食品表示に関する講習会を開催しました。

実施回数	参加者数
4回	161人

2 食品関係団体による実施結果 ((一社)広島県食品衛生協会、(一社)広島市食品衛生協会)

食品表示の適正化に向けた自主管理を推進するため、食品関係団体による食品関係施設の巡回指導を行いました。

	食品販売施設等
巡回指導した施設数	4,286業種*

* 食品衛生法に基づく許可等業種単位

3 消費者団体（食品表示ウォッチャー）による実施結果

消費者団体（食品表示ウォッチャー）がスーパー等の量販店で表示点検を実施したところ、不適正表示の疑いがあるカードが29枚提出されました。

行政機関による調査の結果、不適正表示と判断されたものはありませんでした。

対象食品 (チェック項目)	情報提供カード 提出数	うち疑義枚数	
		うち不適正表示品目	
ちくわ	717	0	0

表示項目の説明

食品表示法	■ 名称 社会一般に通用する名称を表示します。
	■ 原材料名 原材料と添加物に分けて、製品に占める重量割合の多い順に、一般的な名称を表示します。
	■ 原産地（生鮮食品に限る） 農産物にあっては都道府県名（輸入品は原産国名）、畜産物にあっては国産である旨（輸入品は原産国名）、水産物にあっては生産した水域名又は地域名（輸入品は原産国名）を表示します。
	■ 原料原産地名 原料原産地の表示が義務付けられた加工食品について、国産品においては「国産」、「都道府県名」または「その他一般に知られている地名」を、輸入品においては「原産国名」を表示します。
	■ アレルゲンを含む旨 容器包装された加工食品及び添加物に、特定原材料（8品目：えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））が含まれる場合は、その旨を表示します。
	■ 食品添加物 食品に使用された添加物は、原則として全て表示します。表示にあたっては、原材料と分けて製品に占める重要割合の多い順に表示します。
	■ 期限表示（省略可能な場合があります） <消費期限> 定められた方法で保存した場合で、品質が急速に劣化する食品には、衛生上の危害が生じる恐れのない期間を表示します。 <賞味期限> 定められた方法で保存した場合で、品質の劣化が比較的緩やかな食品には、食品の品質の保持が可能な期間を表示します。
	■ 保存方法（省略可能な場合があります） 食品の特性に従って、期限表示に沿った保存条件を具体的に表示します。
	■ 食品関連事業者、製造所等 表示に対する責任者として、「製造者」「加工者」「輸入者」「販売者」のいずれかの事項名を付して、氏名（法人の場合は法人名）及び住所を表示します。表示責任者と製造所等（製造・加工・輸入者の所在地及び氏名）が異なる場合には、製造所等の所在地及び氏名（法人の場合は法人名）を併せて表示します。
	■ 栄養成分表示（一部免除される場合があります） 容器包装された加工食品及び添加物に、栄養成分の量（たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）及び熱量を表示します。生鮮食品に任意で表示する場合も、基準に従って表示する必要があります。
増進健康法	■ 保健機能食品 <特定保健用食品>特定の保健の用途を表示して販売される食品のことです。製品ごとに食品の有効性や安全性について国の審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。 <機能性表示食品>事業者の責任において、健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を容器包装に表示して販売される食品のことです。科学的根拠等について事前に国に届け出る必要があります、届け出た内容に基づく機能性や関与成分、届出番号、1日摂取量の目安など定められた項目を表示します。 <栄養機能食品>栄養成分の機能を表示して販売される食品のことです。国の許可申請や届出の必要はありませんが、栄養成分の量に基準があり、栄養機能表示や注意喚起表示など、定められた項目を表示します。
	■ 健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示等の禁止 健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止しています。
	■ 消費者を惑わす誇大な広告や不当な表示等の禁止 商品やサービスの品質、内容、価格等について、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止しています。
	■ 産地情報（米穀・米穀加工品） 米穀や米穀加工品について、産地（国産米は「国産」「都道府県等」、外国産米は「原産国名」）を商品包装やホームページ等で消費者に伝達します。